



第3章

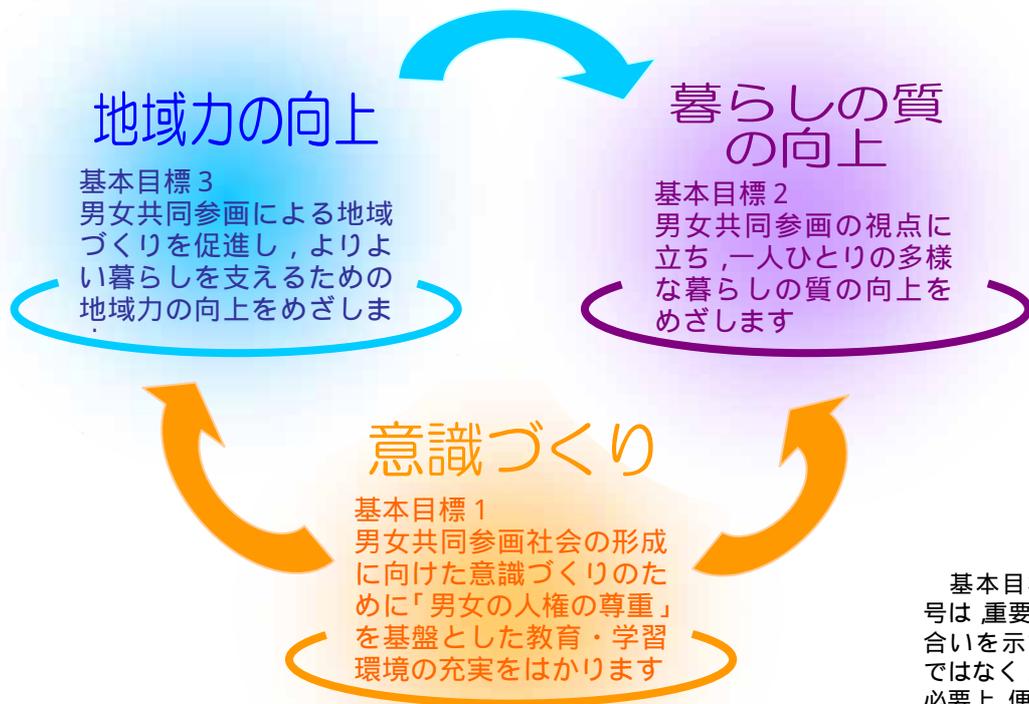
計画の基本的考え方

男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが安心して快適に暮らすことができるまち



男女共同参画社会の形成の推進 ⇄ 一人ひとりのより良い暮らしづくり



基本目標の番号は、重要性の度合いを示すものではなく、表現の必要上、便宜的につけているものです。

めざす姿

一人ひとりのより良い暮らしづくりのためには、誰もがその人権を尊重されることが重要な要素であり、一人ひとりの人権が尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

このような認識のもと、本市では男女共同参画社会の実現を、市政における重点方針と位置づけ、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまち」をめざし、男女共同参画社会の形成の推進に関する全庁的な施策の推進を図るために、本計画を策定しました。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らしていけるよう努めます

